

平成 2 9 年 6 月 5 日

平成 2 9 年 鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例	・・・	1
2	鳥羽市職員の退職手当に関する条例	・・・	4
3	鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例	・・・	7
4	鳥羽市消防団条例	・・・	8
5	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例	・・・	9

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等 (以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、<u>同日後</u>における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日（以下この条において「昇給日」という。）<u>又はその次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日<u>及びその日後</u>における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はその<u>いずれかの日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第1号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(4) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</u> <u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由に</u> <u>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>より就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げ法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたる者を除く。）</u></p> <p><u>もの</u></p> <p><u>とする。</u></p>	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例 (平成22年条例第15号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>（法第30条に規定する<u>農林水産物等販売業</u>をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者について固定資産税の特例措置を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>（法第30条に規定する<u>情報通信技術利用事業</u>をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者について固定資産税の特例措置を定めるものとする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団条例 (昭和47年条例第2号)

改正案 (新)			現行 (旧)		
別表第1 (第13条関係)			別表第1 (第13条関係)		
階級	支給単位	金額	階級	支給単位	金額
団長	年額	82,500円	団長	年額	79,500円
副団長	年額	63,000円	副団長	年額	57,500円
分団長	年額	51,000円	分団長	年額	47,500円
副分団長	年額	37,500円	副分団長	年額	34,000円
部長	年額	30,000円	部長	年額	26,500円
班長	年額	27,000円	班長	年額	24,500円
その他の団員	年額	25,500円	その他の団員	年額	22,500円

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年条例第16号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が<u>ない場合には、そのうち一人については333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に<u>該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の</p>	<p>事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に<u>掲げる者が<u>ない場合にあっては、そのうち1人については367円</u></u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかか</p>

改正案（新）	現行（旧）
規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	わらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。